

甲賀市 教育・保育施設等の整備、認可、確認の手引き

甲賀市こども政策部 保育幼稚園課

令和元年7月

※この手引きは、甲賀市の保育所等の整備、認可、確認に関する基本的な事項についてまとめたものです。

甲賀市において、保育所等の整備を検討される際の参考にしてください。

※内容は、作成当時の情報であり変更になることがあります。

目次

1. 保育所等の概要について	1
2. 保育所等の整備について	1
(1) 整備補助金に関する留意事項	
(2) 補助金交付基準等について	
(3) 補助金の対象経費及び対象外経費	
(4) 整備区分	
(5) 補助金の手続きの流れ	
(6) 補助金交付申請時及び実績報告時に必要な書類	
3. 保育所等の認可について.....	6
(1) 教育・保育施設の認可申請先	
(2) 地域型保育事業の認可申請先	
(3) 地域型保育事業の認可の手続き	
4. 保育所等の運営基準の確認について.....	8
(1) 利用定員及び運営の基準の確認	
(2) 業務管理体制の整備	
5. 運営費について.....	9
(1) 給付費	
(2) 補助金	

1. 保育所等の概要について

(1) 保育所等の施設、事業の種類について

- ・保育所等の施設、事業の種類は、下記のとおり定められています。

①教育・保育施設（滋賀県が認可）

- ・保育所（児童福祉法第39条第1項）
- ・幼稚園（学校教育法第1条）
- ・認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・幼保連携型認定こども園（児童福祉法第39条の2第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項）

②地域型保育事業（甲賀市が認可）

- ・家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）
- ・小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）
- ・居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項）
- ・事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）

2. 保育所等の整備について

(1) 整備補助金に関する留意事項

- ・甲賀市から補助金交付を受けようとする場合、補助金の交付申請が必要です。ただし、予算額の範囲内での交付になります。
- ・補助金の交付申請後、補助金の対象となる経費（P2～P5参照）を精査します。その後、補助対象経費の実支出額と補助金の基準額を比較し、低い額を補助金額として交付決定します。
- ・補助金の対象とならない経費については、P2～P5をご確認ください。
- ・甲賀市の補助金の交付を受けて整備する場合、整備にかかる入札、契約等の手続きは甲賀市財務規則に準じて行うとともに、その規則に定める法令に準じて行ってください。
- ・事業費の内、補助金交付決定以前に契約した工事及び設計の費用については、補助金の対象となりません。

(2) 補助金交付基準等について

- ・施設や事業所の種類、整備区分等によって補助金の基準額が異なりますので、以下の記載の各要綱、要領をご確認ください。また、整備する建物が自己所有物件か賃貸物件かによっても異なります。

- ①保育所、認定こども園・・・甲賀市私立保育園等施設整備等補助金交付要綱（市）
滋賀県子育て支援環境緊急整備事業費補助金交付要綱
【自己所有・賃貸物件】（県）

滋賀県認定こども園施設整備費補助金交付要綱【自己所有物件】（県）

保育所等整備交付金交付要綱【自己所有物件】（国）

認定こども園施設整備交付金交付要綱【自己所有物件】（国）

認定こども園施設整備交付金実施要領【自己所有物件】（国）

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱【賃貸物件】（国）

保育所等改修費支援事業実施要綱【賃貸物件】（国）

②家庭的保育事業・小規模保育事業

・・・甲賀市家庭的保育施設等整備事業費補助金交付要綱（市）

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（国）

保育所等改修費等支援事業実施要綱（国）

(3) 補助金の交付経費及び対象外経費

①自己所有物件による保育所、認定こども園の場合

対象経費	<ul style="list-style-type: none">・施設の整備に必要な工事費・工事事務費（工事施工に直接必要な事務に要する費用。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料）※ただし、工事請負費（対象経費）の2.6%が限度・実施設計に要する費用（<u>交付決定前に契約した場合は対象外</u>）・開設準備に必要な費用・仮設工事費・造成工事費・園庭整備工事費・駐車場整備工事費 （外構、園庭整備、駐車場整備の各工事費については、甲賀市幼保、小中学校再編計画に基づき創設する認定こども園で、令和7年4月以前に開園する園につき、1回限り）
対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・土地の買収又は整地に要する費用・既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建てものを新築するより効率的であると認められる場合における当該建物買収を除く。）・職員の宿舎に要する費用・施設と固着していない設備や備品（机、椅子、パソコン、電話、テレビ、消火器、カーテン等）・不動産登記関係手数料・諸経費・その他施設整備費として適当と認められない費用

②賃貸物件による保育所の場合

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 改修費等 賃貸料（敷金を除く。礼金を含む。）
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 仮設工事費 外構工事費 施設と固着していない設備や備品（机、椅子、パソコン、電話、テレビ、消火器、カーテン等） 不動産登記関係手数料 諸経費 その他改修費として適当と認められない費用

③家庭的保育事業所・小規模保育事業所の場合

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 改修費等の場合、次の事例は対象になります。 【事例】保育専用室を設置するための改修工事、冷暖房器具、幼児用トイレ、幼児用シンク、幼児用バス、調乳ユニット、玄関スロープ、玄関ベンチ、屋外シャワー、日よけネット、庭の整備（人工芝の敷設、砂の入れ替え）、畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え、保育室、調理スペースの間仕切り、センサー付きベッド、業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等） 賃借料（敷金を除き礼金を含む。）
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 仮設工事費 上記の事例を除く外構工事費（原則） 上記の事例に該当しない施設と固着していない設備や備品（ただし、保育に直接供する備品については、認める場合があります。） 諸経費 その他改修費として適当と認められない費用

（４）整備区分

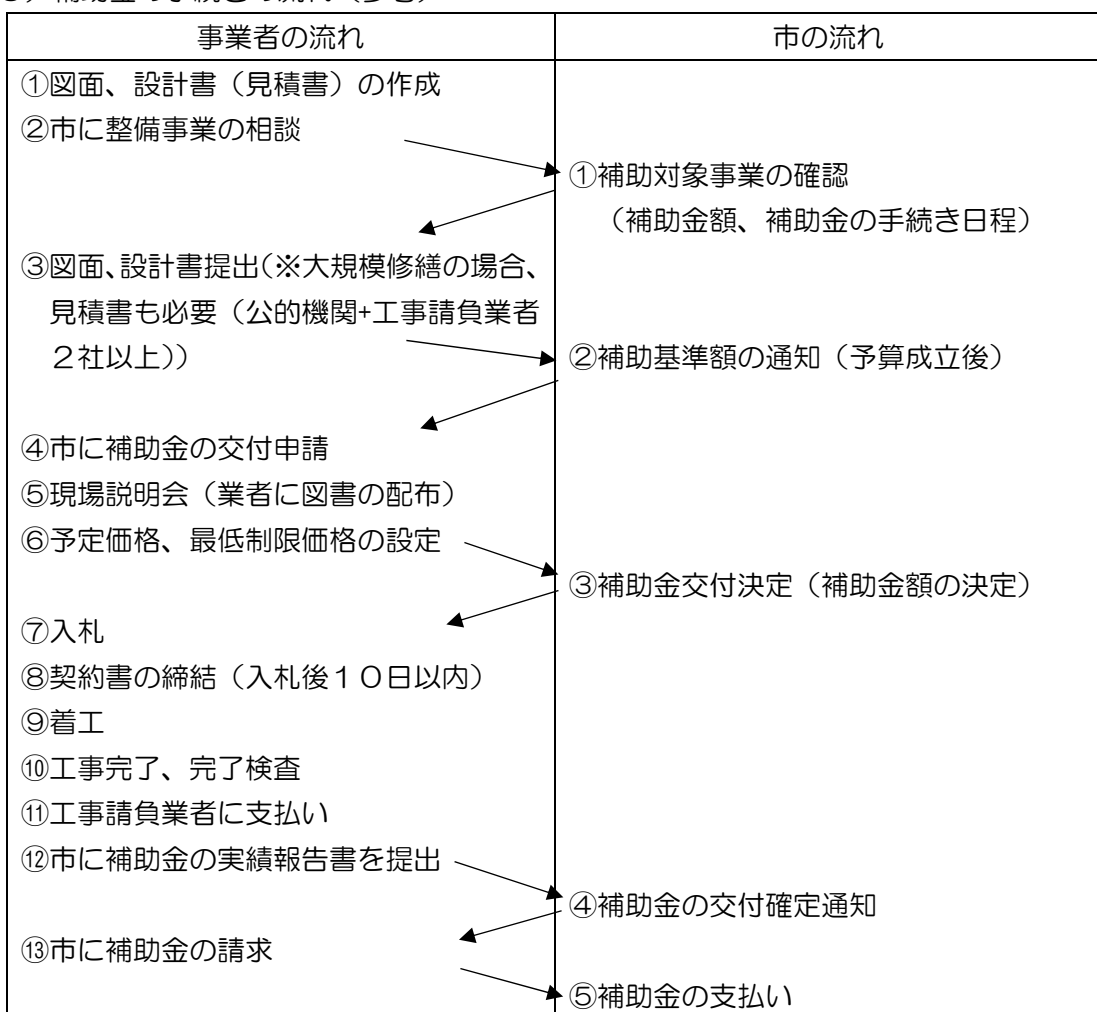
※自己所有物件による保育所、幼保連携型認定こども園の場合です。賃貸物件による保育所は、整備区分を「賃貸物件」としてください。

整備区分	保育所等整備交付金交付要綱の定義	補足説明
創設	新たに保育所等、保育所機能部分を整備すること。	
大規模修繕等	(1) 施設の一部改修（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事） (2) 施設の附帯設備の改造（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となっ	建物の躯体を取り壊さず、建物の内側を新しくする場合。

	<p>た給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事)</p> <p>(3) 施設の冷暖房設備の設置等 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</p> <p>(4) 施設の模様替え ①狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ②居室と避難道路との段差の解消を図る工事や自力非難が困難なものの居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>(5) アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する工事</p> <p>(6) 消防法及び建築基準法等の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修工事</p> <p>(7) 特殊附帯工事(建物に固定して一体的に整備する工事) ①水の循環、再利用の整備 ②生ごみ等処理の整備 ③ソーラーの整備 ④資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの) ⑤(幼保連携型認定こども園の創設、増築、改築と同一年に整備を行う場合) 屋外教育環境整備</p> <p>(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等(県が土砂災害等の危険区域として指定している区域に設置されている施設の防災上、必要な補強改修工事や設備の整備等)</p> <p>(9) その他特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>	
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備を	増員に伴い、屋根

	すること。	等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む）をすること。	施設面積の拡大を行い、かつ建物の躯体を取り壊す場合。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む）をすること。	建物の躯体を取り壊す場合。例：旧園舎を解体し、新園舎を建てる工事等

(5) 補助金の手続きの流れ（参考）



※創設の場合、補助金申請及び認可、確認手続きを同時平行で行う必要があります。

(6) 補助金交付申請時及び実績報告時に必要な書類

①保育所、認定こども園の場合

【要綱】甲賀市私立保育所等施設整備等補助金交付要綱

• 提出書類（交付申請時）

- 私立保育所等施設整備等補助金交付申請書（様式第1号）
 - 事業計画書
 - 収支予算書及び経費明細書
 - 工事設計書（図面添付）
- ※上記以外に必要な書類を求めることがあります。

• 提出書類（実績報告時）

- 私立保育所等施設整備等補助金実績報告書（様式第4号）
 - 収支決算書
 - 工事精算設計書（図面及び写真（工事前、工事中、工事後）添付）
- ※上記以外に必要な書類を求めることがあります。

②家庭的保育事業所・小規模保育事業所の場合

【要綱】甲賀市家庭的保育施設等整備補助金交付要綱

• 提出書類（交付申請時）

- 家庭的保育施設等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）
 - 事業計画書
 - 収支予算書又は設置運営資金計画書
 - 工事見積書（図面添付）
- ※上記以外で補助金の交付申請に必要な書類を求めることがあります。

• 提出書類（実績報告時）

- 家庭的保育施設等整備事業費補助金実績報告書（様式第4号）
 - 事業報告書
 - 収支決算書
 - 工事精算書（図面及び写真（工事前、工事中、工事後）添付）
- ※上記以外で補助金の実績報告に必要な書類を求めることがあります。

3. 保育所等の認可について

(1) 教育・保育施設の認可申請先

- 教育・保育施設の場合、滋賀県に認可申請を行います。
- 滋賀県の担当課（こども青少年局：電話077-528-3561）にお問い合わせください。

- ・認可を受けようとする事業者は、次に定める基準を遵守する必要があります。
- 【基準等】・滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- ・滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例

(2) 地域型保育事業所の認可申請先

- ・地域型保育事業の場合、甲賀市担当課（こども政策部保育幼稚園課：電話 0748-69-2180）に認可申請を行います。
- ・認可を受けようとする事業者は、次に定める基準等を遵守する必要があります。
- 【基準等】・甲賀市地域型保育事業所募集要項
- ・甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(3) 地域型保育事業の認可の手続き

- ・認可申請は、次の規則に基づき手続きしてください。
- 【細則】甲賀市子ども・子育て支援法施行細則

①認可時に提出する書類

・提出書類（事前申請時）

- ・甲賀市地域型保育事業運営事業者応募事前申請書
 - ・誓約書
 - ・事業計画書
 - ・法人の概要がわかる書類
 - ・役員・評議員名簿一覧表
 - ・申請に係る施設等の概要調書
 - ・納税証明書等
 - ・現在運営している施設がある場合には、その概要がわかる書類
 - ・直近の法人及び施設の指導監査結果及び改善報告の写し
 - ・屋外活動に関する計画書
- ※上記以外に必要な書類を求めることがあります。

・提出書類（本申請時）

- ・甲賀市地域型保育事業認可申請書（様式第16号）
- ・申請に係る施設等の概要調書
- ・連携施設に関する概要調書
- ・連携契約確約書

- ・食事の外部搬入要件チェックシート
 - ・地域型保育事業設備基準、認可基準調書
 - ・設置運営資金計画
 - ・施設長選任に関する書類
 - ・土地、建物及び近隣説明に関する書類
 - ・施設整備に関する書類
- ※上記以外に必要な書類を求めることがあります。

・提出書類（毎年度提出）

- ・現況報告書
 - ・借入金明細書
 - ・基本財産及びその他の固定資産明細書
- ※毎会計年度終了後3ヶ月以内に提出してください。
 ※上記以外に必要な書類を求めることがあります。

4. 保育所等の運営基準の確認について

(1) 利用定員及び運営基準の確認

- ・施設型給付費及び地域型保育給付費の支給を受ける教育、保育施設及び地域型保育事業は、次の基準を遵守する必要があります。

【基準】甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- ・甲賀市において、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供する施設の運営事業者は、次の規則に基づき確認の申請を行う必要があります。

【規則】子ども・子育て支援法施行規則

【細則】甲賀市子ども・子育て支援法施行細則（様式）

・提出書類（新たに施設を設置又は事業を開始する場合に提出するもの）

※教育・保育施設の場合

- ・特定教育、保育施設確認申請書（様式第10号）及び付表
- ・付表に記載の添付書類

※地域型保育事業者の場合

- ・特定地域型保育事業者確認申請書（様式第19号）及び付表
- ・付表に記載された添付書類

・提出書類（利用定員を増加する場合に提出するもの）

※教育・保育施設の場合

- ・特定教育、保育施設確認変更申請書（様式第11号）

※地域型保育事業者の場合

- ・特定地域型保育事業者確認変更申請書（様式第20号）

※利用定員を増加する日までに提出してください。

・提出書類（確認に係る項目の内、次の項目について変更する場合に提出するもの）

※教育・保育施設の場合

- ・住所等変更届（様式第12号）

※地域型保育事業者の場合

- ・名称等変更届（様式第21号）

※施設（事業所）の管理者及び役員を変更する場合には、誓約書の添付が必要です。

※変更内容が確認できる書類

・提出書類（利用定員を減少する場合に提出するもの）

- ・利用定員減少届（様式第13号）

※変更する日の3ヶ月前までに提出してください。

・提出書類（確認を辞退する場合に提出するもの）

- ・確認辞退届（様式第14号）

※辞退する日の3ヶ月前までに提出してください。

(2) 業務管理体制の整備

- ・法令遵守責任者などの業務管理体制を整備し、届け出る必要があります。
- ・届出先や届出内容は、設置者及び事業者によって異なります。
- ・甲賀市以外に届出が必要な場合は、届出先（都道府県又は国）に直接お問い合わせください。

届出先：施設等が甲賀市にのみある場合・・・甲賀市

：施設等を2以上の都道府県に設置している場合・・・内閣総理大臣

：上記2つ以外の場合・・・滋賀県知事

届出様式：業務管理体制届（様式第22号）

業務管理体制変更届（様式第23号）

5. 運営費について

- ・確認を受けた事業者に対して給付費を支給します。加えて、補助金を交付する場合があります。

(1) 給付費

- ・国が定める公定価格から甲賀市が定める保育料を引いた額を給費として支給します。ただし、保育所の場合のみ、甲賀市が保育料を徴収するため公定価格の金額を支給します。

- ・給付費は、甲賀市が支給認定の決定をした児童分を支給します。
- ・園児が甲賀市以外で支給認定を受けている場合（広域利用）は、支給認定を行った市町に請求してください。

（２）補助金

- ①【要綱】 ・ 甲賀市私立保育園等運営補助金交付要綱
- 【対象】 ・ 保育園、幼保連携型認定こども園
- 【対象事業】 ・ 低年齢児保育保育士等特別配置事業・・・低年齢児の受け入れのため定数以上の保育士を受け入れた場合
- ・ 一時預かり保育事業・・・就学前児童の保護者の傷病等による緊急、一時的に保育を行う場合
 - ・ 地域活動事業・・・地域特性等を生かした子育て支援サービスの提供を行う場合
 - ・ 延長保育事業・・・通常の保育時間帯以外の時間帯での保育を行う場合
 - ・ 障害児保育推進事業・・・障害児童専属の保育士を雇用する場合（人件費（一部）を補助）
 - ・ 事務職員雇上補助事業・・・事務員を雇用する場合（人件費（一部）を補助）
 - ・ 看護師配置補助事業・・・児童の看護面の充実等のため看護師を雇用する場合（人件費（一部）を補助）
 - ・ 年度途中入園児童対応保育士配置事業・・・年度途中の入園に備え年度当初から保育士を雇用する場合（人件費（一部）を補助）
 - ・ 定数外保育士雇用配置補助事業・・・増加する保育需要に常に対応するため定数を超えた保育士を雇用する場合（人件費（一部）を補助）
- ②【要綱】 ・ 甲賀市私立保育園等保育体制強化事業費補助金交付要綱
- 【対象】 ・ 保育園、幼保連携型認定こども園
- 【対象事業】 ・ 滋賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び滋賀県保育体制強化事業実施要綱に定めるもの
- ③【要綱】 ・ 甲賀市私立幼稚園等振興補助金交付要綱
- 【対象】 ・ 幼稚園、全ての認定こども園
- 【対象費用】 ・ 基準日現在の入園児数に応じた経常経費
- ・ 障害児受入れに伴う加配教諭の人件費
 - ・ 看護面の充実を図るために配置する看護師の人件費
 - ・ 障害児の受入れに伴う施設改修費
 - ・ 園舎の耐震対策等のための施設改修費

- ④【要綱】 ・甲賀市幼稚園型一時預かり
【対象】 ・幼稚園、全ての認定こども園
【補助額】 ・一時預かりの園児数に基準額を乗じた額を補助